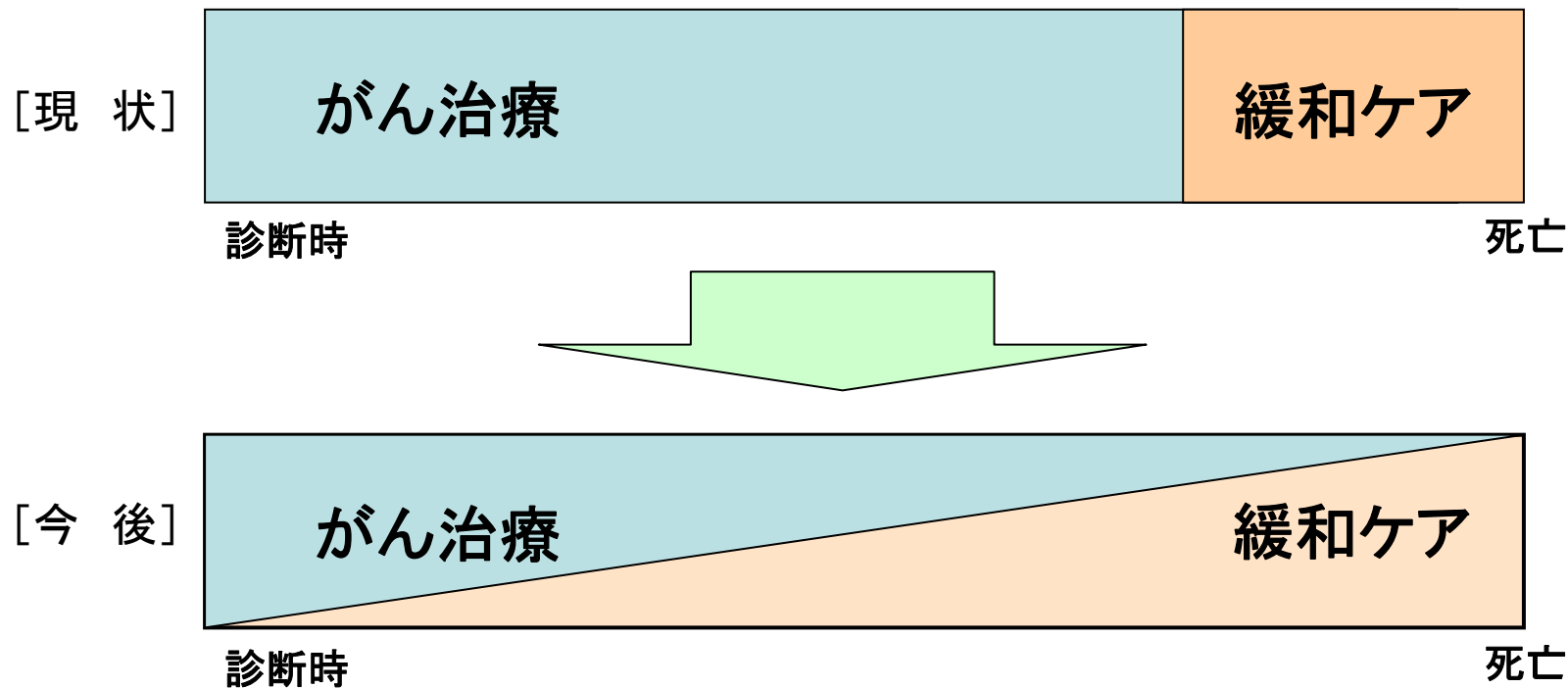


治療の初期段階からの緩和ケアの実施

緩和ケアについては、患者の状況に応じて、身体症状の緩和や精神心理的な問題への援助など、終末期だけではなく、治療の初期段階から積極的な治療と並行して行われる必要がある。



(参考) 緩和ケアとは、生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな問題に関して、きちんとした評価を行ない、それが障害とならないように予防したり、対処することで、クオリティ・オブ・ライフを改善するためのアプローチである (WHO 2002)

緩和ケアの推進

- がん患者とその家族が可能な限り質の高い療養生活を送れるようにするため、緩和ケアが、治療の初期段階から行われるとともに、診断、治療、在宅医療などさまざまな場面において切れ目なく実施されることが必要
- がん患者の状況に応じ、身体的な苦痛だけでなく、精神心理的な苦痛に対する心のケア等を含めた全人的な緩和ケアの提供体制を整備することが必要

すべてのがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修

緩和ケアについての専門的医療従事者の育成
(国立がんセンター等における研修)

がん診療連携拠点病院の整備指針の改定

緩和ケアを推進するための
包括的プログラムによる地域介入研究

緩和ケアについての一般国民への普及啓発

すべてのがん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得
専門的な緩和ケアを提供する医師や緩和ケアチームの数を増加
がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数を増加

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について

緩和ケア 指導者研修会

各都道府県における
緩和ケアの指導者を育成

○国立がんセンター及び日本緩和医療学会において、緩和ケアの普及啓発を牽引する、各都道府県における**指導者の育成を目的とした指導者研修会を開催**

○各都道府県において、指導者研修会を修了した医師を講師として、がん診療に携わる医師を対象とした、**緩和ケアについての基本的な知識を習得することを目的とした研修会を開催**

指導者研修会を
修了

都道府県

緩和ケア 研修会



地域の
緩和ケア指導者



緩和ケア 研修会

研修会に参加



地域のがん診療に携わる医師

研修会に参加



地域のがん診療に携わる医師

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催の要点(1)

趣旨

- ・がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する」ことが目標として掲げられた。
- ・このことを踏まえ、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、治療の初期段階からの適切な緩和ケアの提供体制を整備することを目的とする緩和ケア研修会を開催する。

実施主体

- ・都道府県
- ・がん診療連携拠点病院
- ・民間団体

緩和ケア研修会の開催指針

次に掲げるもので構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う。

- ・「研修会主催責任者」は、緩和ケア研修会を主催する責任者となる。
- ・「研修会企画責任者」は、国立がんセンター等が開催する緩和ケア指導者研修会を修了した者等であり、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う。
- ・「研修会協力者」は、研修の企画、運営、進行及び講義等に協力する。

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催の要点(2)

緩和ケア研修会のプログラム

- ・緩和ケア研修会の質の確保を図ることを目的に、「緩和ケア研修会標準プログラム」を定め、これに準拠した緩和ケア研修会を開催していくこととする。

① 緩和ケア研修会の開催期間

- ・緩和ケア研修会の開催期間は、原則として、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は、12時間以上であること。

② 緩和ケア研修会の形式

- ・緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、参加者主体の体験型研修(ワークショップ)形式の研修も実施する。

③ 緩和ケア研修会の内容

- ・緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること。
 - ア がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式がん性疼痛治療法を含むがん性疼痛に対する緩和ケア
 - イ 呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケア
 - ウ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケア
 - エ がん医療におけるコミュニケーション技術
 - オ 全人的な緩和ケアについての要点
 - カ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点
 - キ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点
 - ク 在宅における緩和ケア